

議 案 第 5 号

浦安市ケアラー支援の推進に関する条例の制定について

浦安市ケアラー支援の推進に関する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

提 案 理 由

ケアラーに対する支援に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民、保護者、事業者、学校及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーに対する支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーに対する支援に関する施策を地域の多様な主体が連携して総合的に推進し、もって全てのケアラーの人権が擁護され、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与するため、制定するものである。

浦安市ケアラー支援の推進に関する条例

ケアを必要とする人を家族や友人がケアすることは否定されるものではない。

しかしながら、特定の人にのみ、過度に身体的な負担や精神的な負担を負わせることは避けるべきであり、特に、子どもが本来守られるべき権利を侵害されてまでのケアは断じて避けなければならない。

このため、ケアの問題を社会全体の課題として捉え、地域の多様な主体が連携し、ケアラーを支援するための包括的な体制の構築を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民、保護者、事業者、学校及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を地域の多様な主体が連携して総合的に推進し、もって全てのケアラーの人権が擁護され、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障がい、疾病等によりケアを必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、介護、日常生活上の世話その他の必要なケアを行っている、市内に住所若しくは居所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳に満たない者（以下「子ども」という。）をいう。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、ヤングケアラーを経た後も必要なケアを行っている、おおむね40歳未満の者をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び又は活動する

個人又は団体をいう。

- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び大学をいう。
- (7) 関係機関 福祉、介護、医療等又は教育に関連する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

（基本理念）

第3条 ケアラー支援は、次に掲げる基本理念により行うものとする。

- (1) ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、市、市民、保護者、事業者、学校及び関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たすとともに相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- (2) ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質及び次代の社会を担う力を養う重要な発達段階であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自己実現が図られるよう配慮して行われなければならない。
- (3) 若者ケアラーに対する支援は、若者ケアラーが持てる能力を十分に生かすことで、自立し、及び活躍することのできる機会が確保され、かつ、その自己実現が図られるよう配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラー支援に関する施策について体制を整備し、総合的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、ケアラーの意向に配慮するとともに、市民、保護者、事業者、学校及び関係機関と相互に連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、ケアラーに対する声かけや見守りなどにより、ケアラーが孤立することのないよう配慮するよう努めるとともに、必要に応じて、市、学校又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

(保護者の役割等)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、子育ての第一義的責任があることを認識し、子どもの意向を尊重しつつ、年齢や発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭においてヤングケアラーに過度な負担が課されることがないように、家庭が抱える困難に応じた支援を求めることができる。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市内で事業活動を行うに当たり、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識し、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、基本理念にのっとり、ヤングケアラー及び若者ケアラーが置かれている状況並びにヤングケアラー及び若者ケアラーに対する支援の必要性についての理解を深め、市が実施するヤングケアラー及び若者ケアラーに対する支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校は、その業務を通じて日常的にヤングケアラー又は若者ケアラー（以下「ヤングケアラー等」という。）に関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラー等であると認められるときは、当該ヤングケアラー等の意向を尊重しつつ、その教育の機会の確保に係る状況、

健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 学校は、支援を必要とする在籍するヤングケアラー等からの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるとともに、当該ヤングケアラー等に対し、情報の提供、適切な関係機関への案内又は取次ぎその他の教育の機会の確保を図るために必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 学校は、在籍するヤングケアラー等を早期に必要な支援につなげることができるよう、市及び関係機関と連携して、児童及び生徒に必要な周知及び啓発を行い、意識の醸成を図るよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、関係機関相互間の緊密な連携の下、必要な支援が複合的に行われる支援体制を構築するよう努めるものとする。

(早期発見)

第10条 市、学校及び関係機関は、ヤングケアラー等を発見しやすい立場にあることを認識し、相談体制の整備、啓発活動その他支援を必要とするヤングケアラー等の早期発見のための活動に努めるものとする。

(基本的な方針)

第11条 市は、ケアラー支援に関する施策の総合的な推進及びケアラー支援に係る体制整備に資するため、ケアラー支援に関する基本的な方針を定めるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民、保護者、事業者、学校及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援等に関す

る知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 13 条 市は、ケアラー支援に関し、市、学校及び関係機関の職員の資質の向上を図るための研修等を行い、人材の育成に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。